

経営戦略としての「働き方改革」セミナー

セミナー内容

ブラックには関係ない？「今できる」働き方改革の対策を解説いたします！

●有給休暇 5 日以上強制取得

中小企業も待ったなし来年4月施行…上手に「この日は休め」と指定する

●時間外労働の上限規制

36協定の特別条項に上限！違反すれば罰則？

●同一労働・同一賃金

パートタイム、有期雇用労働者の給与・賞与・福利厚生はどうする？

講師紹介

山田 扶美子先生 略歴

関西大学卒業後、(株)リクルートで営業・営業企画、住友生命育成センターで社員教育業務に従事。社会保険労務士資格取得後、社会保険労務士事務所で約6年間勤務。平成18年1月1日、山田扶美子社会保険労務士事務所を開業。現在に至る。

★経験豊富な社会保険労務士が解りやすく解説します。

開催要領

- ◆ 日 時 平成30年10月17日(水)
15:30～17:00
- ◆ 会 場 (一社)此花工業会 3階セミナールーム
大阪市此花区朝日2-18-8
Tel:06-6468-0781
- ◆ 定 員 30名(定員に達し次第、受付終了)
- ◆ 参加費用 無料

※参加をご希望の方は、下記参加申込書を

平成30年10月10日(水)までにFAXにてお申込ください。



(お問い合わせ先) 一般社団法人 此花工業会

Tel:06-6468-0781 Fax:06-6468-0788

送信先FAX番号 06-6468-0788

■ 参加申込書 ■

貴法人名			
お電話番号		FAX番号	
ご住所			
ご芳名			